



ねんきんだより

令和6年 2月号

NO.138



主な項目

- * 源泉徴収票について(P2)
- * マイナポータルを活用した確定申告のご案内(P5)
- * よくあるお問い合わせ(P5)

年金課問い合わせ先

- メールアドレス S9000063@section.metro.tokyo.jp
- 年金課コールセンター 0570-03-4165【ナビダイヤル】 平日8時30分から17時30分まで

東京都職員共済組合

(この「ねんきんだより」は一年間保存していただくと便利です。)

源泉徴収票について

年金課
年金給付担当

「令和5年分 公的年金等の源泉徴収票」をお送りしました

源泉徴収票を送付する方（発送日 令和6年1月10日）

「退職」または「老齢」を給付事由とする年金を受給されている方

源泉徴収票を送付しない方

「障害」または「遺族」を給付事由とする年金を受給されている方（非課税のため）
「在職中」などで令和5年中に年金の支給がなかった方

令和5年分 公的年金等の 源泉徴収票<見本>

※ 源泉控除対象配偶者・控除対象扶養親族等の氏名については、令和4年に提出された「令和5年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の申告内容に基づき印字されます。

なお、ご記入いただいたマイナンバーは税務署報告用のもので、お送りした源泉徴収票にはマイナンバーは印字されません。お問い合わせいただいても、当組合ではお知らせできませんのでご了承ください。

令和5年分 公的年金等の源泉徴収票											
支 受 け る 者	住所又は居										
	氏名	フリガナ	年金証書記号番号		生年月日						
区 分		支 払 金 額			源 泉 徴 収 税 額						
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分		円			円						
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分											
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分											
所得税法第203条の3第7号適用分											
本 人		源泉控除対象配偶者の有無等		控除対象扶養親族の数		16歳未満の扶養親族の数		障害者の数		非居住者である親族の数	
氏名		区 分		区 分		区 分		区 分		区 分	
源泉控除対象配偶者		控除対象扶養親族		16歳未満の扶養親族							
(フリガナ)		(フリガナ)		(フリガナ)		(フリガナ)		(フリガナ)		(フリガナ)	
氏名		氏名		氏名		氏名		氏名		氏名	
(摘要)		氏名		氏名		氏名		氏名		氏名	
支 払 者		法人番号 2700150005742									
所 在 地		東京都新宿区西新宿二丁目8番1号									
名 称		東京都職員共済組合				電 話 番 号 0570-03-4165【ナビダイヤル】					

この「令和5年分 公的年金等の源泉徴収票」は、所得税の確定申告を行う際に必要ですので、大切に保管してください。

年金と確定申告について

退職・老齢を支給事由とする年金は、「雑所得」として所得税が課税されますので、一定額以上の年金を受給されている方は、受給のたびに所得税が源泉徴収されています。

年金は年末調整を行うことができないため、源泉徴収された所得税額の過不足を精算する場合には、所得税の確定申告を行うことになります。

次に該当される方は、ご自身で「確定申告」をする必要があります。

○ 確定申告の対象となる方

令和5年中の年金収入の合計が400万円以下で、かつ公的年金等以外の所得金額が20万円を超える方

令和5年中の年金収入の合計が400万円を超える方

税務署で
確定申告

※ 令和5年中の公的年金等の収入金額の合計が400万円以下で、かつ、公的年金等以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の申告を省略することができます。

※ 所得税の源泉徴収の対象とならない公的年金等（外国で支払われる年金）の支給を受ける方は、確定申告書の提出が必要です。詳しくは、お近くの税務署にお問い合わせください。

○ 確定申告により税の還付を受けられる可能性のある方 (例)

- ◆ 税控除の対象となる社会保険料等を支払った方
- ◆ 申告書提出後、扶養親族に変更があった方
※ 扶養親族がお亡くなりになった場合でも、その年については控除を受けられます。
- ◆ 10万円(注)を超える医療費を支払った方
(注) その年の総所得金額等が200万円未満の方は、総所得金額等の5%の金額
- ◆ 年の途中から年金の支給が開始され、その他の所得がない方

○ Q&A (よくあるお問い合わせ)

Q1 源泉徴収票を紛失してしまいました。再発行はできますか？

A1 可能です。お電話またはメールで再発行をご依頼ください。

Q2 源泉徴収票が届きません。どうすればいいのでしょうか？

A2 障害年金や遺族年金は非課税のため、源泉徴収票はお送りしていません。

その他の年金の場合は、再発行をご依頼ください。

※ 公的年金以外の所得金額が20万円以下で所得税の確定申告を省略できる場合であっても、住民税の申告が必要となる場合があります。詳細は、お住まいの区市町村住民税担当課にお問い合わせください。

**確定申告については、お近くの税務署にお問い合わせください。
国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp>**

[参考] 令和5年控除額の一覧 (月額)

	区 分	内 容	控除額	
基礎的控除額	年齢65歳以上の人	支給年金金額の月割額×25%+65,000円(計算額が135,000円未満の場合には、135,000円)		
	年齢65歳未満の人	支給年金金額の月割額×25%+65,000円(計算額が90,000円未満の場合には、90,000円)		
人的控除額	受給者本人に関するもの	障害者に該当する場合	一般の障害者	22,500円
			特別障害者	35,000円
		寡婦又はひとり親に該当する場合	寡婦	22,500円
			ひとり親	30,000円
	源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族に関するもの	源泉控除対象配偶者がいる場合	一般の控除対象配偶者 (70歳未満で年間所得見積額が95万円以下または70歳以上で年間所得見積額が48万円超95万円以下)	32,500円
			老人控除対象配偶者 (70歳以上で年間所得見積額が48万円以下)	40,000円
		控除対象扶養親族がいる場合	一般の控除対象扶養親族1人につき(16歳以上)	32,500円
			老人扶養親族1人につき(70歳以上)	40,000円
			特定扶養親族1人につき(19歳以上23歳未満)	52,500円
		源泉控除対象配偶者又は控除対象扶養親族が障害者に該当する場合 (障害者に該当する場合の控除は、16歳未満扶養親族である場合においても適用されます。)	一般の障害者1人につき	22,500円
特別障害者1人につき	35,000円			
同居特別障害者1人につき	62,500円			

年金の源泉徴収税額(1回の支給当たり)の計算例

源泉徴収票の税額は1回の支給期ごとに計算・徴収した合計ですので、年間の総支給額で計算した場合とは必ずしも一致しません。

[事例1] 1回の支給金額 287,000円、65歳以上、扶養親族なしの場合
(扶養親族等申告書を提出しない場合も同様)

①控除額を計算します。

控除額 = (基礎的控除額+人的控除額) × 月数(その支払計算の基礎となった期間月数)

・基礎的控除額 $143,500円 \times 25\% + 65,000円 = 100,875円$

↑ (支給年金額の1カ月分の金額(287,000円÷2))

→ 135,000円未満のため、135,000円が基礎的控除額になります。

・人的控除額 なし(扶養親族等を申告した場合は控除されます。)

・控除額 $(135,000円 - 47,500円^注) \times 2か月分 = 175,000円$

注: 47,500円は老齢基礎年金が発生している者に係る調整控除額(所得税法施行令第319条の6)。

②源泉徴収税額(所得税及び復興特別所得税)を計算します。

源泉徴収税額 = (定期支給期の支給年金額(※) - 控除額) × 5.105%

※年金から社会保険料が徴収されている方については、社会保険料を差し引いたものが「定期支給期の支給年金額」となります。

$(287,000円 - 175,000円) \times 5.105\% = 5,717.6 \Rightarrow 5,717円$

→ 1回の支給につき5,717円が源泉徴収税額となります。

[事例2] 1回の支給金額 287,000円、65歳以上、扶養親族等申告書を
「一般の控除対象配偶者がいる」で提出した場合

①控除額を計算します。

控除額 = (基礎的控除額+人的控除額) × 月数(その支払計算の基礎となった期間月数)

・基礎的控除額 $143,500円 \times 25\% + 65,000円 = 100,875円$

↑ (支給年金額の1カ月分の金額(287,000円÷2))

→ 135,000円未満のため、135,000円が基礎的控除額になります。

・人的控除額 32,500円(一般の控除対象配偶者)

・控除額 $(135,000円 - 47,500円^注 + 32,500円) \times 2か月分 = 240,000円$

注: 47,500円は老齢基礎年金が発生している者に係る調整控除額(所得税法施行令第319条の6)。

②源泉所得税額及び復興特別所得税を計算します。

源泉徴収税額 = (定期支給期の支給年金額 - 控除額) × 5.105%

$(287,000円 - 240,000円) \times 5.105\% = 2,399.35円 \Rightarrow 2,399円$

→ 1回の支給につき2,399円が源泉徴収税額となります。

※令和5年中に支払われた年金については、「復興特別所得税」として源泉所得税の額の2.1%相当額が加算されています。

令和6年分扶養親族等申告書の再発行について

令和6年分扶養親族等申告書を提出した方が、申告書提出後に申告内容に変更が生じ、修正を希望される場合は、扶養親族等申告書を再発行しますので、下記連絡先まで、ご連絡ください。

・0570-03-4165【ナビダイヤル】受付時間 平日8時30分から17時30分まで

・再発行受付期間は、令和6年2月29日(木)まで、提出期限は同年3月7日(木)【都共済必着】です。

なお、再発行受付期間後の変更により、所得税の過不足が生じた場合には、税務署の確定申告により対応していただきますようお願いいたします。

マイナポータルを活用した 確定申告のご案内

年金課
年金システム担当

e-私書箱への利用登録を行うことで、マイナポータルを活用し公的年金等の源泉徴収票を受け取ることができます。確定申告書への該当項目の自動入力機能により国税庁ホームページからの確定申告書の作成を容易に行うことができます。是非ご活用ください。

※マイナポータルとは、政府が運営するオンラインサービスです。

※本サービスの利用にはマイナンバーカードが必要となります。

詳しくは東京都職員共済組合のホームページをご覧ください。

東京都職員共済組合ホームページ
<https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/post-206.html>



本件に関するお問い合わせ：
tokyosai_e_shishobako@section.metro.tokyo.jp
(右側のQRコードをスマートフォンで読み込むとメールアドレスの入力が省略できます。)



よくあるお問い合わせ

年金課
広報相談担当

年金受給において、よくあるお問い合わせについて、ご案内いたします。

共済組合へ電話される場合は、「8596」で始まる年金証書記号番号をご用意ください。
よりスムーズなご案内が出来ます。

年金課電話番号：(0570) 03-4165 (ナビダイヤル) 平日8時30分から17時30分まで
年金課メールアドレス：S9000063@section.metro.tokyo.jp

1 住所変更の手続きをしたいのですが。

引っ越し等で住所が変わった場合は、自治体窓口に入居届を出していただければ、住民基本台帳ネットワークシステムにより、住所変更の情報を取得することができるので、共済組合への届出書類の提出は不要です。

ただし、電話番号が変わった場合や、外国に居住するとき、外国で転居したとき又は外国に居住していた方が日本に居住地を戻した場合は、必ず共済組合までご連絡ください。

2 年金の受取金融機関・口座を変更したいのですが。

- ① 受給者ご本人から共済組合へお電話ください。
 - ② 住所等を確認させていただいたうえで、「年金受給権者 受取機関変更届」をお送りします。
 - ③ 変更届が届きましたら、必要事項をご記入のうえ、新しい受取機関の証明を受けるか、又は通帳の写しを添付して、共済組合あてお送りください。
 - ④ 共済組合で変更届を受理しましたら、変更の手続きを行います。
- ★ 受取機関の変更は、次の年金振込日の1か月以上前までに手続きをお願いいたします。
★ 変更後の新しい受取機関への初めての支払いを確認するまでは、念のため旧口座 はそのままにしてくださいようお願いいたします。

3 老齢厚生年金(退職共済年金)を受給しています。 しばらく働いていなかったのですが、再び民間企業で 働くことになりました。届出は必要ですか。

民間企業や再任用短時間職員で再就職して、第1号厚生年金被保険者になった場合は、共済組合では日本年金機構から資格取得の情報を得られますので、届出は不要です。

4 年金受給者が亡くなりました、手続きはどうしたらよいですか。

共済組合から年金を受給されている方がお亡くなりになりましたら、必ず共済組合までご連絡ください。

受給者死亡の受付、未支給年金、遺族年金等について案内いたします。また、お手続きに必要な関係書類を郵送いたします。

なお、年金受給者がお亡くなりになられた場合、日本年金機構(年金事務所)にもお知らせください。

5 特別支給の老齢厚生年金を受け取っています。 65歳からの本来の老齢厚生年金を繰下げ受給したいのですが、 手続きはどうしたらよいですか。

65歳からの老齢厚生年金を繰下げ受給したい方は、65歳の誕生日のおおよそ3か月前に共済組合から発送します「年金請求書(65歳時用)」を共済組合へは提出しないでください。

繰下げ受給を行う場合には、最低1年は繰下げを行う必要があります。

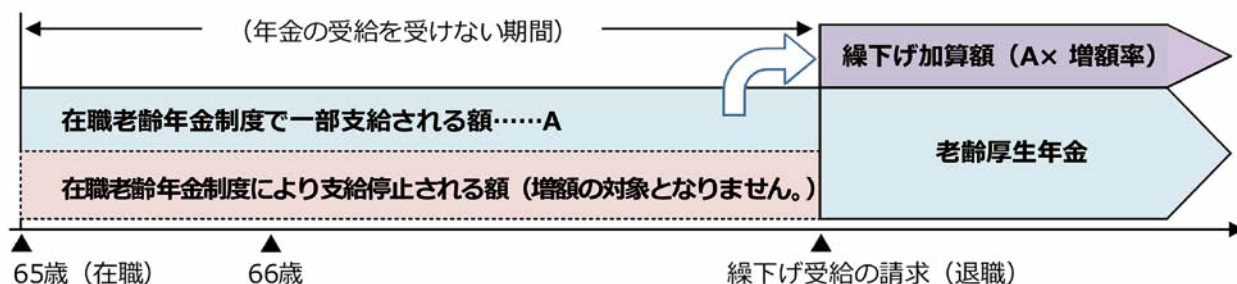
また、日本年金機構から受給する老齢厚生年金も一緒に繰下げする必要があります。

繰下げ開始から1年を経過しましたら、1か月単位での請求が可能となります。

受給開始したい時期になりましたら、共済組合までご連絡ください。繰下げ受給用の「老齢基礎・厚生年金支給繰下げ請求書」を郵送いたします。

なお、年金の受給を受けない期間中の在職老齢年金制度により支給停止される額については、増額の対象となりません(下図参照)。

65歳以降も引き続き被保険者であった方の場合



四季の宿 箱根路開雲

宿泊プランのご案内

箱根七湯を代表する箱根湯本の温泉と四季折々の旬の食材を使ったオリジナリティあふれるお料理をお楽しみください。

四季の宿「箱根路開雲」
運営:箱根一の湯グループ

〒250-0311 神奈川県足柄下郡箱根町湯本521-4
アクセス: 箱根湯本駅から温泉組合巡回バス(箱通りAコース)
ホームページ: <https://www.ichinoyu.co.jp/kaiun/>

開雲HPは
こちら



共済施設利用証について

「共済施設利用証」は東京都職員共済組合の組合員期間が10年以上の方に送付しています。詳しくは東京都職員共済組合事業部厚生課(TEL03-5320-7386)にお問い合わせください。

記念イベントのお知らせ

箱根路開雲はおかげさまをもちまして今年で開設40周年を迎えました。これまでのご愛顧に感謝して、令和5年10月1日から令和6年3月31日宿泊の準組合員の皆様を対象に記念イベントを実施いたします。詳細につきましては、箱根路開雲ホームページをご覧ください。

ご予約の ☎ 0460-85-6678

受付時間: 9時~18時

お問合せ ✉ kaiun@ichinoyu.co.jp

【ND-2402-01】

1泊2食付 人気のスタンダードプラン

宿泊期間: 2024年2月1日(木)~2024年3月31日(日)

箱根路開雲ならではの創作和食をお楽しみください。温泉の後は「ゆっくり、のんびり、ほっとする」美味しい宴。人気の「しゃぶしゃぶ」を是非ご賞味ください。

料金表	2名1室	3名1室	4名1室
日~金曜日	¥12,800	¥11,700	¥10,600
土曜・休前日	¥17,200	¥15,000	¥12,800

(消費税・入湯税込)



【ND-2402-02】

豪華舟盛付 1泊2食付グルメプラン

宿泊期間: 2024年2月1日(木)~2024年3月31日(日)

スタンダードプランに、海の幸満載の「舟盛り」が付いたお食事プランです。姿造りを盛り込んだ舟盛はテーブルを一層、華やかにします。(2泊目、3泊目はお刺身ではない内容へ変更となります)

料金表	2名1室	3名1室	4名1室
日~金曜日	¥15,000	¥13,900	¥12,800
土曜・休前日	¥19,400	¥17,200	¥15,000

(消費税・入湯税込)



準組合員様がお申込みの場合、同伴者も準組合員料金でご利用になれます。詳細はお問い合わせください。

東京都職員共済組合員の退職者の方は、共済施設利用証のご提示をお願いいたします。

※上記料金は、一般室をご利用時の大人1名様1泊2食付料金(消費税・入湯税込)の価格です。

※チェックイン14:00/チェックアウト10:00 ※キャンセル料は4日前から発生いたします。

※お子様料金は施設へお問い合わせください。

※館内2階で営業しておりましたレストラン「Roots inn the Box」は2023年12月3日をもって営業を終了しております。

送
迎
え
る
祝
う
春

春のアジュール竹芝【ご案内】

Spring BAYSIDE HOTEL AZUR takeshiba's restaurant -Guide-

2024年3月1日(金)～5月31日(金)

卒業・入学・進学…春の門出を祝う ご家族のお集まりに是非！

春の個室会食プラン

都心に居ながら、都心の喧騒を忘れる

2個室ご利用
時間無料！

おまかせ会席
漣～さざなみ～

おすすめ

集う春を更楽しむ
「2時間飲み放題プラン」



春の香りを楽しみ 旬の素材を堪能する

計8品
漣～さざなみ～
春の会席

お一人様
税サ込 13,310円

組合員・準組合員様特別価格

お一人様
税サ込 10,600円

※要事前予約 7日前まで/大人4名様より



スタンダード

生ビール
焼酎
ワイン
日本酒 他計8種

お一人様税サ込 ±2,420円

組合員・準組合員様特別価格

お一人様税サ込 +1,900円

プレミアム

生ビール、
大吟醸/吟醸/純米 日本酒3種飲み比べ
スパークリングワイン、
ジャックダニエル 他14種

お一人様税サ込 ±3,630円

組合員・準組合員様特別価格

お一人様税サ込 +2,900円

3階

おまかせ会席
漣さざなみ

営業 11:00-22:00
(最終入店 20:00)

同窓会・OB会等…懐かしい仲間との再開の場にも是非！



シェフ独占！
鉄板焼きには珍しい個室も完備。

展望！東京タワー×堪能！百年の恵み おおいた和牛

計8品
厳選！
RanTan 春の一押しコース

お一人様
税サ込 15,730円

組合員・準組合員様特別価格

お一人様
税サ込 12,500円

※要事前予約 3日前まで/大人1名様より



21階

鉄板焼
天燈 Ran Tan

ランチ 11:00-14:00(最終入店 13:00)
ディナー 17:00-22:00(最終入店 20:00)

アジュール竹芝レストラン
ご予約・お問合せ

☎ 03-3437-2320 受付時間 11:00-21:00

※写真はイメージです。 ※当日の天候により景観が変わります。予めご了承願います。 ※仕入れの都合等により、ご提供内容を一部変更する場合がございます。

BAYSIDE HOTEL
AZUR
takeshiba

ベイサイドホテル アジュール竹芝 〒105-0022 東京都港区海岸1-11-2
JR各線「浜松町駅」北口より徒歩7分、東京臨海新交通ゆりかもめ「竹芝駅」より徒歩1分
TEL 03-3437-2011 FAX 03-3437-2170

<https://www.hotel-azur.com>

アジュール竹芝

AZR0013/23.11



令和6年度分の人間ドック予約受付を開始しています。

令和6年度の人間ドック受診の予約受付は令和6年2月1日(木)から開始しています。

毎年4～5月は、ご希望の日時の予約が比較的取りやすくなっています。

4～5月は、退職者(準組合員の方)は、特別(割引)料金が適用になります。
レディースデー(女性のみが受診できる日)も設定する予定です。
当日の婦人科・乳房検査は原則女性医師・女性検査技師が対応します。
ご予約・料金につきましては、健診センターに電話でお問合せください。

アジュール竹芝の
人間ドック受診は
4～5月がおすすめ!

(注) 準組合員とは、都共済の組合員期間を10年以上有した方で、組合から年金の支給を受けている方です。

アジュール竹芝総合健診センター

TEL: 03-3437-2701 (直通)

平日 8:30～16:30 土曜 8:30～14:00

〒105-0022 東京都港区海岸1-11-2

URL: <https://takeshiba-azur.net>

東京都職員共済組合 シティ・ホール診療所

東京都庁第二本庁舎 17階 北側

問い合わせ先 **03-5320-7358** (受付)

診療科: 内科・外科(整形外科)・皮膚科・眼科・耳鼻咽喉科・歯科口腔外科

受付時間: 午前 8:45～11:00 / 午後 0:30～3:45

※ 各診療科の紹介や診療日程、休診情報等はホームページに掲載しています。



広告

東京消防庁・ご退職者の皆さまへ

自動車保険・火災保険の団体扱割引があります!!

建物や家財を守るために!

団体扱長期年払だと約**18%**割引

台風や水災の備えも火災保険で!

地震の補償もしっかり付帯を!

愛車の自動車保険

団体扱年一括払だと約**26%**割引

報恩会が丁寧に対応します

事故対応は**24時間365日**

事故サポートセンター(0120-256-110)

- ・東京消防庁の職員・退職者対象の自動車保険は、福利厚生制度の一環として団体扱割引率が適用され、一般のご契約より割安な保険料でご加入いただけます。
- ・自動車保険の団体扱割引率は団体扱増引制度により、団体扱自動車保険の「ご契約台数」と「損害率」に応じて毎年算出され、変動する場合があります。
- ・自動車保険割引率約26%は保険始期が2024年1月1日～2024年12月31日のご契約に適用されます。
- ・火災保険の団体扱割引約18、8%は2023年4月1日～2024年3月31日のご契約に適用されます。現職の方、退職の方とも地震保険料には、上記割引は適用されません。
- ・このチラシは概要を説明したものです。詳細は取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

お知らせ

お仕事を探している元消防職員の皆様への朗報

報恩会では、厚生労働大臣の許可を取得し、紹介事業および派遣事業を実施しています。

求職を希望される退職者の方は、報恩会までご連絡ください。職業紹介事業許可番号 13-ユ-307839

(引受保険会社)



損害保険ジャパン株式会社

東京公務開発部東京公務課

(受付時間: 平日午前9時～午後5時まで)

(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL: 03-3349-5415 FAX: 03-6388-0163

承認番号: SJ23-09460 承認日: 2023/10/31

お問合せ先 <取扱代理店>



有限会社 報 恩 会

(受付時間: 平日午前9時～午後5時まで)

〒101-0041

東京都千代田区神田須田町1-34-4神田グロウビル5F

TEL: 03-5207-2371 FAX: 03-5207-2372

フリーアクセス ひかりワイド: 0120-916-528

<https://www.hoonkai-sompo.co.jp/>

《 東京都弘済会のページ 》



東京都弘済会がご紹介する「SOMPOケア」
介護付ホーム・サービス付き高齢者向け住宅のご案内

会員の皆さまへの2大特典！！

特典1

毎月の家賃相当額から3%を割引いたします
前払金プランの場合、前払金の3%を割引いたします
特典2

介護に関するお困りごと相談無料
SOMPOケアへお繋ぎいたします

健康維持と介護予防

資料送付ご依頼の方へ無料プレゼント

ご注意
・インターネットの比較情報サイトや紹介事業者などから弊社施設の見学予約を行っている場合は対象外となります。
・弊社施設へ初めてご入居される方を対象としており、既にご入居されている方は対象外となります。
・その他の割引制度との併用はできません。
・デイサービス、ショートステイなど入居以外のサービスは対象外となります。
・一部優待対象外の施設がございます。
・掲載内容については、予告なく変更する場合がございます。

～介護のご相談・施設見学予約～ まずはお気軽にお問い合わせください
一般財団法人東京都弘済会 保険課 電話 0120-71-5081

楽しく歩いて人生100年

駒沢公園歩こう会 駒沢公園内を街道に見立てて楽しく歩きましょう 東海道五十三次・中山道六十九次

- ・実施日：毎月第1・第3土曜日、第2・第4水曜日 8:30～11:30
- ・休み期間：7月と8月、12月第4水曜日と1月第1土曜日
- ・入会金：500円(税込)、年会費はありません。
- ・街道の宿場を通過すること、宿場の「版画カード」を差し上げます。
- ・京都到達時には記念品を差し上げます。



山や、まちを楽しく歩こう(令和6年2月中旬から順次募集)

いきいきトレッキングクラブ(各回10名)

東京の低山や丘陵を歩きます
令和6年4月実施予定 ①高尾山 ②日の出山
令和6年5月実施予定 筑波山
令和6年6月実施予定 赤ぼっこ

東京まち見学会(各回30名)

東京の魅力を伝える注目スポットの見学
令和6年4月実施予定 八重洲の文化財を巡る
令和6年5月実施予定 吉祥寺を散策
令和6年6月実施予定 世田谷散歩(豪徳寺など)

東京健康増進歩こう会(各回30名)

まち歩きを楽しみながら健康づくりを行います
令和6年5月実施予定 湯島を歩く

春の「いきいき寄席」(700名程度)

金原亭馬生・柳家喬太郎出演予定
令和6年5月31日(金) 於たましんRISURUホール

事業の詳細・申込方法等はホームページをご覧ください。(応募者多数の場合は抽選となります。)

一般財団法人 東京都弘済会 公益事業課 中央区湊1-12-11 電話 03-3551-1101



特別区職員退職された方へ 退職された方へ 退職です!

団体扱自動車保険のご案内

お問い合わせは共済企画センター Tel.0120-881-973

特別区職員互助組合の
団体扱自動車保険は、
一般契約年一括払で
ご加入いただくより

ディーラーで自動車保険に
加入されている方へ
互助組合の団体扱自動車保険の
取り扱いができるディーラーが
(自動車販売会社)

24%
割安

保険料は
口座振替!

(保険始期月の
3か月後に)
年一括払

増えて
います!

「特別区職員互助組合の団体扱
が使えますか?」と聞いていただ
ければ、保険料が安くなるかも

●この制度は特別区職員互助組合の準組合員資格を有する方が対象です。●団体扱契約としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が引受保険会社の定める条件を満たす場合のみとなります。●このご案内は概要です。詳細は、共済企画センターまたは引受保険会社までお問い合わせください。引受保険会社:損害保険ジャパン株式会社、他。※団体扱割引20%は、保険開始日が2023年4月1日～2024年3月31日の間にある団体扱契約に適用。団体扱割引率は、特別区団体扱自動車保険の「ご契約台数」と「損害率」に応じて毎年算出され変動する場合があります。※2023年度団体扱割引20%と団体扱年一括払による割引5%が適用(団体扱年一括払の割引は、申込書および保険証券に記載されません)。SJ22-16235 2023/02/17

お問い合わせ
【取扱代理店】
共済企画センター

特別区職員互助組合団体契約損害保険指定代理店
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館15階
TEL.0120-881-973 (受付時間:平日9:00～17:00)
共済企画センターのホームページはこちら! →

スマホはこちらから

東京都人材支援事業団の 退職会員の皆さまの ための 特別な自動車保険

新規見積もり キャンペーン実施中!

「ネットからの見積もり依頼」でもれなく **デジタルギフト** を進呈中! *一部地域を除きます。

見積り依頼は **こちらから**
東京エイドセンターHPもご覧ください。

POINT1 デジタルサービス*1が充実

- ◆Webで手続き ◆ドラレコ見守りサービス
- ◆自動車事故報告 ◆運転技能診断

*1 商品・サービス内容や割引の正式名称・適用条件・割引率(端小含む)などは保険会社によって異なります。

POINT2 東京エイドセンターならご退職後も
東京都人材支援事業団退職会員になることにより、
継続して**団体扱割引約24%**が適用されます。

皆さまがお持ちの
無事故割引に加えて **約24% 割安**

ご家族の*2
自動車保険も
加入できます。

●団体扱割引20%適用。
●団体扱年一括払は一般契約年一括払に比べて5%割安です。
*2 配偶者(配偶者には内縁の相手方および同性のパートナーも含まれます)および同居のご親族(別居の扶養親族を含みます。)がお持ちの自動車もご契約いただけます。

「自動車保険」のお問い合わせは

東京エイドセンター自動車保険部
0120-615-810 受付時間
平日9:00～17:00

現職でも 退職後でも 安心のサポート
(一財)東京都人材支援事業団指定幹事損害保険代理店

東京エイドセンター
〒163-0943 東京都新宿区西新宿2-3-1 新宿モリス16F

*団体扱割引率は、東京都人材支援事業団団体扱自動車保険の「ご契約台数」と「損害率」に応じて毎年算出され変動する場合があります。上記団体扱割引は2023年4月1日～2024年3月31日までに保険期間を開始する契約に適用できます。*団体扱契約としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者、お車の所有権が引受保険会社の定める条件を満たす場合のみとなります。*詳細は東京エイドセンターまでお問い合わせください。*一部共済のノンフリート等級(無事故による割増引)は継承できません。*このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容につきましては「ご契約のしおり(約款)」「重要事項等説明書」などをご覧ください。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

(引受保険会社) 損害保険ジャパン(株)、東京海上日動火災保険(株)、三井住友海上火災保険(株)、あいおいニッセイ同和損害保険(株)、共栄火災海上保険(株)、楽天損害保険(株)、日新火災海上保険(株)、AIG損害保険(株)
22-TC100748 2023年1月作成 SJ22-12873 2022/12/27

共済組合年金課からのお願い

年金課に電話をおかけになる場合、以下の時期・時間帯は、電話が大変混雑し、つながりにくくなることがあります。下記、年金課メールアドレスを活用したお問い合わせにご協力くださいようお願いいたします。

また、メールでのお問い合わせの際には「8596」で始まる年金証書記号番号、氏名、連絡先電話番号の記載も合わせてお願いします。

年金課メールアドレス: S9000063@section.metro.tokyo.jp

電話が混み合う時間・時期等

- 月曜日など休日明けの午前中、平日の12時から13時まで
- 年金支給日の前後（偶数月の9日～16日頃）
- 「年金支払通知書」等の通知書を発送する時期（毎年6月上旬から中旬）
- 「公的年金等の扶養親族等申告書」 手続期間中（毎年9月下旬から10月下旬）
- 「公的年金等の源泉徴収票」の発送から確定申告時期（毎年1月中旬～3月中旬）

こんなときは必ずご連絡ください！ (0570) 03-4165

受付時間 平日8時30分から17時30分まで

お問い合わせの際は、**年金証書記号番号**をご用意ください。

- 年金受給者が死亡したとき
- 電話番号が変わったとき
(緊急時のご連絡ができず、大変ご迷惑をおかけしてしまう可能性がございます。日中、連絡のとりやすい番号をご登録ください。)
- 外国に居住するとき・外国で転居したとき・日本に居住地を戻したとき
- 再就職したとき(公務員への再就職、国会・地方議会議員になったとき)
- 年金受給者の所在が1か月以上明らかでないとき
- 「年金加入期間確認通知書」が必要なとき
- 受取金融機関を変更したいとき
(変更処理には多少の時間を要しますので、新しい口座に年金が振り込まれたことを確認するまで、それまでの口座は解約しないようお願いいたします。)
- 遺族年金・通算遺族年金・遺族厚生(共済)年金を受給している方が婚姻したとき
(事実上の婚姻関係に入ったときを含みます。)
- 65歳未満で退職共済年金または老齢厚生年金(公務員厚年)を受給している方が、雇用保険法による失業給付の申込みをしたとき(※)や高齢雇用継続給付を受けるとき
(※)65歳未満で失業給付を受けると、退職共済年金(職域年金相当分は除く)や老齢厚生年金は、その全額が支給停止になります。)
- 加給年金額の対象となっている方に、離婚・養子縁組・死亡等の異動があったとき
- 加給年金額の対象となっている配偶者が、新たに年金を受給することになったとき
(国民年金の老齢基礎年金を受給する場合を除きます。)
- 障害共済年金もしくは障害厚生年金の障害等級が1級・2級の方が、新たに加給年金額対象者に該当する配偶者や子を有したとき

◆ 介護施設等に移られるなどで、住民票上の住居を不在にされる場合は、郵便局へ転送届をご提出ください。

共済組合ホームページ

Q & A 年金情報 保養施設案内等

インターネットURLは、<https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/>

年金受給者・元組合員の専用ページのログインIDは、「**NENKIN**」又は「**nenkin**」

ねんきんだより No.138 令和6年1月31日発行 登録番号(5)4

東京都職員共済組合事務局年金保険部 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎北塔39階

0570-03-4165【ナビダイヤル】 受付時間 平日8時30分から17時30分まで

印刷所 / 株式会社恒和プロダクト

